

## 畑作物の直接支払交付金を申請する皆様方へ

面積払を申請し、その年の単収が「市町村別等の基準単収」の2分の1未満の場合、減収となった「理由書」とその証拠書類の提出が必要となります。その内容が、自然災害等の合理的な理由と認められれば、交付金は交付されます。

なお、自然災害等により、減収又は収穫皆無となった場合、自己の判断ですき込み等を行わず、速やかに最寄りの地域農業再生協議会へ申し出ください。

**適切な生産が行われていたことが分かる証拠書類は、理由書の提出時に必要となりますので、適切に保存してください。**

● 作業日誌、種子・肥料の購入伝票等

● 被害状況がわかる書類等

(1) 農業共済が発動されたことが分かる書類(共済金支払通知書)

(2) 被害状況や対策を施したことが分かるほ場の写真等

※写真の場合、撮影年月日等がわかる方が望ましいです。



### ⚠️ 自然災害等合理的な理由と認められないケース

※合理的な理由が確認できない場合、面積払は返還又は不交付となります。

- ◆ 近傍のほ場において同じ自然災害による被害がない
- ◆ 適期作業(排水対策がなされず湿害が発生・雑草の繁茂等)、防除がされていない
- ◆ ほ場条件の制約がある場合、これに対応した対策を講じていない
- ◆ 上記の対策を講じても、基準単収と同程度の単収を得ることが明らかに困難なほ場での栽培
- ◆ 管理不十分で収穫物を毀損させ販売できない
- ◆ 農産物検査を受検できるにもかかわらず受検しなかった(なたねを除く)

#### 【お問い合わせ先】

ご不明な点等がありましたら、下記までお問い合わせください。

東北農政局宮城県拠点

地方参事官室(経営所得担当)

電話022-221-1105 FAX022-217-4180



市町村別等の基準単収は裏面をご確認ください。

# 畑作物の直接支払交付金における市町村別等の基準単収(令和2年産)

【宮城県】

(単位:kg/10a)

市町村名	小麦(秋まき)		二条大麦		六条大麦		はだか麦		大豆		そば		なたね	
	基準単収	基準単収の2分の1	基準単収	基準単収の2分の1	基準単収	基準単収の2分の1	基準単収	基準単収の2分の1	基準単収	基準単収の2分の1	基準単収	基準単収の2分の1	基準単収	基準単収の2分の1
仙台市	261	130			190	95			119	59	29	14	22	11
石巻市	393	196			302	151			185	92	44	22		
塩竈市									74	37				
気仙沼市	355	177			160	80			94	47	23	11		
白石市	355	177			265	132			74	37	26	13	22	11
名取市	355	177			325	162			142	71	26	13	22	11
角田市	328	164			332	166			99	49	19	9	43	21
多賀城市									118	59	25	12		
岩沼市	355	177			265	132			150	75	20	10	22	11
登米市	312	156			184	92			183	91	37	18	22	11
栗原市	355	177							133	66	32	16	22	11
東松島市	387	193			310	155			170	85	16	8		
富谷市									94	47	12	6		
大崎市	360	180			265	132			181	90	15	7	22	11
蔵王町	355	177			265	132			88	44	22	11	22	11
七ヶ宿町									104	52	56	28		
大河原町					265	132			126	63	25	12	22	11
村田町	101	50			326	163			86	43	25	12		
柴田町					289	144			102	51	26	13		
川崎町	355	177			209	104			87	43	25	12		
丸森町					265	132			81	40	16	8		
亶理町	355	177			265	132			138	69	22	11		
山元町									105	52	20	10		
松島町	355	177							108	54	25	12	22	11
七ヶ浜町									111	55				
利府町									98	49	25	12		
大和町	184	92			98	49			105	52	17	8		
大郷町					265	132			119	59	19	9		
大衡村	231	115			265	132			88	44	23	11		
色麻町									164	82	25	12		
加美町	333	166			265	132			181	90	14	7		
涌谷町	367	183			265	132			179	89	25	12		
美里町	421	210							202	101	24	12		
女川町									164	82				
南三陸町	355	177							87	43	24	12		
上記以外の市町村の基準単収	355	177	299	149	265	132	252	126	164	82	25	12	22	11

(注) 「上記以外の市町村の基準単収」は、「市町村名」の欄に記載のない市町村、「市町村名」の欄に市町村の記載はあるが、対象農産物の欄に基準単収の記載がない場合の基準単収である。